

令和3年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 10 月 27 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂
○ 4 番 益本 徳市	㊗ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	㊗ 9 番 梶山 達男
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳
㊗ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	㊗ 15番 田中 康
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂
○ 19番 伊藤 薫		
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 増山 新太郎	○ 末永 勇	○ 鈴木 企一
○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男
○ 松本 覚二		○ 山口 康明
		○ 濱崎 稔
		○ 瀬川 和男
		○ 坂本 康弘
		○ 北川 廣海
		○ 瀬川 伸清
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
16 番 松本 由美子	17 番 柿山 享	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、10月の農業委員会定例会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。欠席の届出ですが、農業委員5番の松永敬資委員、9番梶山達男委員、13番松永勝也委員、15番田中康委員、推進委員9番の百枝純治委員、推進委員15番紙本政信委員から届出が出ております。

皆様が委員に就任されてから半年程経っております。4月の研修会総会の折に農業委員会につきまして大きく5つの目標を立てて、それに取り組むようなことで話をさせていただきました。農地の集積、非農地の適正な処理、遊休農地の解消、全国農業新聞購読者の拡大、農業者年金の加入推進ということで大きく5つの項目について話をさせていただいております。その中で、特に農業者年金の加入者の確保につきまして、松浦市には2人の割り当てがきていますが、今日現在で0人となっておりますので、皆様のご協力をいただき一人でも多くの加入に努めていただければと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、本日は総会終了後、県農業会議と長崎県農業経営課、長崎県農業振興公社から来ていただいて地区別研修会を開催するようにしております。研修内容につきましては本日配布しております緑色の冊子で研修会資料に載っていますが、農業委員会を取り巻く情勢や農地の最適化の取り組み等大きく5つの項目についてそれぞれ説明を受けるようにしておりますので、総会終了後に開催しますのでご協力をお願いいたします。

それでは会長挨拶よろしくをお願いいたします。

会長

お疲れ様です。10月に入っても30度を超える真夏日が続いたかと思えば最近急に気温が下がって、冬支度が間に合わないスピードで冬が近づいています。今年の冬はインフルエンザが流行するんじゃないかという予報も出ていますし、コロナウイルスも最近感染者も減少しておりますが、まだまだ油断は出来ません。コロナもインフルエンザも爆発的な感染力がありますので、それぞれが予防、対策を万全にして体調管理に努めていただきたいと思います。さて、4年振りに開催をいたしました移動農業委員会も8月18日の星鹿地区を皮切りに10月11日の志佐地区を最後に全8カ所が全て終了しました。今回は、人・農地プランの説明等もあって、多くの参加をいただきましたけども、集計では8カ所全体でスタッフを含め総数で242名の参加がございました。委員の皆さんのご協力に感謝申し上げます。局長からも今、話がありましたように、この後地区別委員研修も控えていますので、挨拶はこれくらいにして早速議事に入りたいと思います。

3番議事録署名人の指名をいたします。16番松本由美子委員、17番柿山亨委員をお願いしたいと思います。

続きまして、4番各種報告に入ります。農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いします。

事務局

皆さんこんにちは。それでは各種報告を説明いたします。議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。1件目

は、令和3年10月12日に御厨町横久保■■■■番地■■■■に在住の■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買で、対象地は御厨町横久保免字横久保■■■■番■■■■から■■■■番までの計4筆、地目はすべて田で面積は3,469㎡です。こちらにつきまして、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長 只今事務局からあっせんについて2件のあっせんがあるということ報告がありました。あっせん委員の指名をさせていただきます。まず1件目につきましては、濱崎稔委員、岩木保徳委員にお願いしたいと思います。2名の委員よろしくをお願いいたします。続きまして、2件目の説明をお願いします。

事務局 はい、2件目のあっせん事業報告です。令和3年10月12日に今福町東免■■■■番地に在住の■■■■氏からのあっせんの申し出です。種類は売買で、対象地は今福町東免字山ノ田■■■■番■■■■から■■■■番までの計3筆、地目はすべて田で1,897㎡です。こちらにつきまして、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長 2件目の説明がございましたけども、2件目につきましては、今福の推進委員渡口学委員にお願いしたいと思います。もう1名につきましては、今福には推進委員は1名しかいらっしゃいませんので、あっせん委員につきましては推進委員ということで、調川の坂本康弘委員にお願いしたいと思います。そうすることで、武部委員が農業委員であっせんになれないということで、武部委員のご協力をいただきながら渡口委員、坂本委員の2名にお願いしたいと思います。以上です。よろしくをお願いいたします。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約について、ご説明いたします。議案は1ページから3ページにかけて、18件ございまして、全て農地中間管理事業への借り換え分になります。1ページ1件目の貸人、■■■■氏から3ページ1件目の貸人、■■■■氏までは、農地中間管理事業の今年度重点地区である田代地区分になります。あと前田免が計4筆、下登木免が1筆で、18件の合計筆数は、57筆、総面積は80,671㎡でございます。通知年月日は全て令和3年10月14日、同日受付となっております。

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

申請事由	件数	面		積計
		田	畑	
第3条 経営規模拡大	3		2,645 m ²	2,645 m ²

申請事由	件数	面		積計
		田	畑	
第4条 植林	1		2,564 m ²	2,564 m ²

申請事由	件数	面		積計
		田	畑	
第5条 駐車場用地	1		1,095 m ²	1,095 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積計
		田	畑	
所有権移転				
利用権設定	59	176,765 m ²	29,527 m ²	206,292 m ²
賃借権	50	145,812 m ²	28,527 m ²	174,339 m ²
使用貸借	9	30,953 m ²	1,000 m ²	31,953 m ²
計	59	176,765 m ²	29,527 m ²	206,292 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積計
		田	畑	
農用地利用配分計画(案)について	13	106,102 m ²		106,102 m ²

承認関係

内 容	筆数	面		積計
		田	畑	
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3	2,984 m ²	3,847 m ²	6,831 m ²

議 長 以上で各種報告が終わりました。報告について、何か皆様からご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないということで、報告については以上で終了します。
 続きまして、6ページの議案に入りたいと思います。議案第66号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

事件番号1の申請事由について説明いたします。譲渡人は福岡県北九州市小倉北区赤坂[]丁目[]番[]号、[]氏、譲受人は、松浦市鷹島町三里免[]番地の[]氏でございます。譲渡人は現在北九州市に在住のため耕作できない状況です。また譲受人におきましては、経営規模を拡大したいとの理由による双方合意による所有権移転の申請となっております。申請地は鷹島町三里免字中川原[]番[]、地目畑、468㎡と隣接する同[]、地目畑、581㎡の併せて2筆1,049㎡となっております。譲受人世帯の経営状況は、葉たばこ350a、水稻47a、農従者4名、譲受人の農業従事日数は年間300日となっております。以上の状況により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えております。事件番号1については以上でございます。

次に事件番号2について説明いたします。譲渡人は、山口市大内長野[]番地[]、[]氏、譲受人は志佐町白浜免[]番地、[]氏です。申請地は志佐町白浜免字平畝町[]番、地目畑、面積は734㎡、同じく[]番、地目畑、面積448㎡の2筆で合計面積が1,182㎡です。申請事由は経営規模拡大のため、双方の合意に基づき売買によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が10,131㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

次に、事件番号3です。譲渡人は、山口市大内長野[]番地[]、[]氏、譲受人は、平戸市田平町小崎免[]番地、[]氏です。申請地は、志佐町白浜免字平畝町[]番[]、地目畑、面積414㎡の1筆です。申請事由は、経営規模拡大のためということで、双方の合意に基づき売買によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、経営面積は19,165㎡、これにつきましては、平戸市農業委員会発行の耕作面積証明書により確認をいたしております。農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっております。従いまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。事件番号1番から地元委員の意見を伺います。久保委員をお願いします。

農業委員

農業委員12番の久保です。この申請をされている方は、大規模に複合経営をされておられます。後継者もあり、家族の労働力も十分あるということで、更に規模拡大をしていきたいということです。ご審議をお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、事件番号2番、3番につきましては、柿山亨委員をお願いします。

農業委員 農業委員 17番柿山です。事件番号2番について説明いたします。譲渡人の■■■さんは山口市に在住であり耕作が不可能ということで、この農地が隣接してあります■■■■氏に売買を合意されております。■■■さんは息子さんも同居されておられますので、耕作には何ら問題ないと思いますし、経営規模拡大で良いのではないかと思います。

次に3番です。こちらと同じ山口市におられる■■■さんが譲渡人で、譲受人は田平に在住でございますが、長男さんが白浜に在住ということで隣接しておられますので、経営規模拡大も何ら問題ないものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。1、2、3番とも地元委員の意見をお伺いしましたけども、皆さんから何かご質問等ございませんか。

推進委員 推進委員 17番の瀬川です。3番について伺います。譲受人についての説明がありましたが、平戸市ということで行政区は松浦市ではございませんが、これでよろしいのでしょうか。管轄の農業委員会は平戸市のもありますが、よろしく願います。

事務局 農地の所在が松浦市になりますので、松浦市農業委員会での案件となっております。この農業委員会で許可が出た案件につきましては、平戸市農業委員会にも■■■氏が松浦市の農地を耕作されるということを知照するようになっています。以上です。

推進委員 再度のお尋ねになるかもしれませんが、土地の所在によって確認をするということですね。（瀬川委員）

事務局 松浦市内にある農地の売買になるので、こちらは松浦市農業委員会が取り扱う案件となっております。市外の住まいになっておりますので、3条の許可要件となるものについては、松浦市農業委員会で確認できない部分がございますので、それについては平戸市農業委員会に取り寄せ等して要件の方を確認してと、そういったところでございます。

推進委員 はい、分かりました。（瀬川委員）

議長 他にございませんか。

農業委員 事件番号2についてですけど、ちょっと余計なことかもしれませんが、譲受人の方が94歳ですよ。大丈夫かなと、一応考えるんですけど。まあ、100歳時代ですからね。農業者ですよ。（武部委員）

事務局 長男と同居しており、実際、現在も農業に従事されているので、何の問題もないのではないかと思います。

議 長 農地法3条に年齢制限はありませんもんね。
他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 他にご意見ないようですから、申請どおり許可することでご異議ござい
ませんか。

委 員 (はい)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第66号につ
きましては、申請どおり許可することといたします。

続きまして、議案第67号農地法第4条の規定による許可申請についてを
議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第67号農地法第4条に規定による許可申請について説明いた
します。まずこちらに関しましては、先月の総会で審議いただいた違反転用
の案件で、違反転用事案報告を県へ提出しておりました。その後、県におい
て追認許可相当との判断がなされたので、これに基づき許可申請書が提
出されたものです。位置図等の資料を56ページから59ページに添付して
おりますので適宜ご覧ください。それでは内容です。土地の所在地は、御厨
町横久保免字大久保■■■■番■、畑、308㎡、他3筆で合計4筆、面積合
計2,564㎡です。申請者は、御厨町前田免■■■■番地、■■■■氏で
す。農地区分は、中山間地域にある土地改良事業等が行われていない小規模
の団地内にある農地で第2種農地と判断しております。申請の内容は、畑に
植林したものです。土地利用計画については資料のとおりで、平成20年頃
にクヌギの木を300本植林し、現在255本が現存している状況です。排
水関係につきましては雨水のみで自然流下でございます。周辺は公衆用道路
に囲まれ農地とは直接接しておらず、周辺の営農に影響もなく、申請人から
は後は法令を遵守する旨の顛末書も提出されておりますので、追認もやむ
を得ないものとの判断いたします。以上、ご審議をお願いします。

議 長 続きまして、現地確認に行かれた崎村委員のご意見ををお願いします。

農業委員 農業委員10番崎村です。20日に事務局の方と現地確認に行きました。
今事務局から説明があったとおりに、追認申請に問題はないと思われまし
た。畑の両脇には側溝があって、排水にも何の問題もないと思います。ご審
議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして地元委員、濱崎委員にご意見を伺い
ます。

推進委員 推進委員 5 番濱崎です。もう植林してありますもので、事務局が説明したとおりです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 只今事務局と現地確認委員、地元委員からの意見がございましたが、他に皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

農業委員 はい。この農地にクヌギを植えているということですが、みかん園の廃園が相当松浦にありまして、クヌギの植栽を奨励した訳です。当初、無償にて配布したこともあります。その後は 1 本 3 0 円くらいだったかな。相当みかん園の廃園対策としてクヌギが植えられたと思うんですよ。それで、各地区の農業委員さん、推進委員の皆さんは気をつけて見ていただいて、地目変更の手続きを、違反と言われる前に進めていただくことを、それぞれの担当地区を巡回させていただいて、よろしくご指導お願いたします。以上です。
(吉原委員)

推進委員 挙手 (大久保委員)

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員 2 番大久保です。ちょっとお伺いしたいんですけども。農地に植えて良い苗木とか、さかきとか色々あるでしょう。その辺り自分達は分からないんですよ。売買っていいですか、農業の方が売ったり、苗木を作って、さつきとか、そういのはいいんでしょう？クヌギも椎茸の原木としてちゃんと使えばいいんじゃないんですか。その辺が分からないんですが。事務局の説明をお願いします。

事務局 生業として行う分についてはおっしゃるとおりだと思うんですが、今回の場合は山としてクヌギを植えられたので、違反転用ということで処理をしているんですけども、さかきを植えてそれを出荷するとか、しきみとかをですね、そういうのは実際、御厨の方で栽培されている所もありますので、そういう所については転用の許可というのは必要なく通常の畑ということによるんじゃないかと思えます。

農業委員 只今の答弁はちょっと合点がいかないところがあるんですよ。それを生業として活用するために植えているところは良いということで、この ■■■ さんの場合、クヌギを畑に、家の横の畑に植えておられますけども、そのまま自然林というか植栽している訳ですから、いつまでも大きく成長させることが目的で植えられたんでしょうが、やっぱりクヌギを植えるということは椎茸の原木に使うためにクヌギを植えるんですよ。まくら木を作るために植える者は誰もいないんですよ。だから、私もこれは不思議に思っていたんですが、桐の木を植える所は桐畑と呼びますものね。桐山と言わないで桐畑。

先ほどのさかき等については、それは山じゃないんですね、生業として植えて枝を売られる訳ですから、それは良いということ。その辺、どの事象は良くてどの事象は悪いというのが、そちらで分かっていたらですね、今報告していただければ、後々指導するのにもいいと思いますので、よろしく願います。（吉原委員）

事務局

はい、事務局でもその辺りきちんと確認させていただきまして、申し訳ないのですが、次回の総会の折に皆様にお示しできる資料等あればですね、そういったものをお示しさせていただきたいと思います。今回の■■■さんの件に限りましては、ご本人が畑として管理をすることが非常に難しくなってきたから正直、山にしていまして、そういう畑を管理する必要がないっていう考えを持っておられて、今回の件につきましては山にするためにクヌギの木を、当初1本30円という安い値段で植えられているということから、そういったことでされておられるところです。

議長

今おっしゃったように、非常に判断が難しいことがあって、それによって所得が上がるようなものについてはですね、畑として当然みていくんですけど、収入をそれで上げないっていうことであれば山というふうな話でございませうけども、今事務局からその辺の境界と言いますかね、その辺を次回の委員会で資料を取って説明をするということでございませうので、よろしく願います。

農業委員

ちょっといいですかね。この農地法4条の件ですね、この4条の許可をもってですね、例えばこういう植林とか、例えば駐車場とか一部を変えて利用すると、そうした時に4条の許可をもって何をするんだということで許可をもらいながらですよ、植林をしたりするんですよ、そうしたら何年か後には地目的には山林というような状況になる訳ですね。そうしたら、その許可を持ってですよ、法務局の方に申請をすると、そういう風なことを僕はやってきているんですよ。だから、4条の目的はだいたいそういう風なあれなんじゃないかなと常々僕は思っているんですけど、どうしたものでしょうか。今までそういうことをやってきた方でありませう。ただ植林についてはもう植えたら根が張ってくる訳ですよ、何十年経っていますから。もう畑なんかは復旧できませんよ。そういうのを覚悟にやる訳ですから、許可を与える訳ですから、農地から外すという方向に進むべきじゃないかなと思います。（武部委員）

議長

はい、ありがとうございます。それでは、議案第67号につきましては、本人が知らないでクヌギを植えて植林をして無断転用をしたということで、先月報告がございましたけども、県の方から悪質な違反転用ではないということで、追認許可で転用を認めるというふうなことでございませうので、農業委員会としても以上のとおり意見を付して問題ないということで進達をしたいと思います。よろしく願います。

では、議案第68号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議案第68号について説明いたします。位置図等の関係資料を60ページから63ページに添付しております。

内容は、借人、御厨町上登木免■■■■番地第■■、株式会社■■■■代表取締役■■■■氏、貸人は御厨町上登木免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在地は、御厨町上登木免字角ノ坂■■■■番■■、畑、1,095㎡の1筆です。農地区分は、中山間地域にある土地改良事業等が行われていない小規模の団地内にある農地で第2種農地と判断しています。申請の内容は、従業員用の駐車場用地とするもので、20年間の賃貸借をされるということです。土地利用計画については63ページの配置図のとおりで、13台分の駐車区画を整備されるということです。一部は雑木があったりなど土地の法面になっているということで全体を利用するのは困難である状況で有効利用として600㎡程度のところを駐車場用地として利用される計画とのことです。排水は雨水のみで自然流下となっています。申請地周辺は山林に囲まれおり、周辺に農地はありませんでした。最後に、残高証明により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

以上、ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明がありましたが、現地確認に行かれた委員の意見を伺います。崎村委員をお願いします。

農業委員

10番の崎村です。農地法5条の許可申請について現地確認に行っていました。駐車場用地ということで、内容は事務局の説明のとおり、土地が山林だったり宅地になっている所は借りられる■■■■さんのものだったりすることから、農地も近くにないということで問題はないと思いました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。続きまして地元委員の濱崎委員のご意見を伺います。

推進委員

推進委員5番の濱崎です。■■■■氏の農地を荒れてそのまましておくよりも■■■■さんに貸して駐車場にした方が土地利用のためには良いことだと思いますので、もしこれが出来なかったら、そこが荒れるだけですから、このまま審議して通していただければと思います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

農業委員

7番農業委員の武部です。この件については、進入路はどこからどこなんですか。駐車場ですよ。どこから入って行くんですか。

事務局 議案6 2 ページの地籍図をご覧くださいと、■■番と■■—■の間
に赤線が走っていると思うんですが、ここが広い進入路になっておりまし
て、メインの道路からの進入路になっておりますので、こちらの方から駐車
場用地に入るといことで、幅も車が十分に通過できる広さがございました
ので、その辺りは大丈夫かなと判断しました。

農業委員 はい、分かりました。（武部委員）

議 長 他にございませんか。

推進委員 推進委員 2 番の大久保です。地目は畑、農地ですよね。それで、駐車場に
20 年賃貸借するということですが、これずっとやったら農地としての
意味はないんじゃないですかね。私はそう思います。これずっと地目はこれ
でいいんですか。よろしくをお願いします。

事務局 転用の許可が出れば、おそらく地目は雑種地か何かにですね、造成とい
いますか、きちんと駐車場用地となった後、されるのではないかと思います。

議 長 よございますか。5 条の転用で駐車場にするということですから、当然地
目変更にはなります。
他にございませんかね。

委 員 （なし）

議 長 はい、それでは問題がなければ許可相当の意見を付して県へ進達すること
といたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第 6 9 号農用地利用集積計画の決定についてを議題とい
たします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は 9 ページをご覧ください。議案第 6 9 号農用地利用集積計画の決定
について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地
利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 3 年 1
0 月 2 8 日としております。1 0 ページから 1 3 ページにかけて、賃貸
借権再設定分と新規分、1 4 ページに使用貸借再設定分と新規分の各筆明細
を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 今からそれぞれ時間を取りますので、担当地区分のご確認をお願いいたし
ます。

～ 5 分経過 ～

議 長 何かご意見ご質問ございませんか。

農業委員 1 番野中です。1 件、契約期間を憶えてはいないですけど、 貸主、借主で さんの分がここに載っていないようですから。

事務局 さんと さん、14 ページの使用貸借再設定分の 1 番に記載している 3 筆の契約ですが、こちらのことでよろしいでしょうか。

農業委員 はい、すみません。（野中委員）

議長 他にございませんか。

委員 （なし）

議長 はい、異議なしということで、議案第 69 号農用地利用集積計画の決定につきましては、計画どおり決定することといたします。

続きまして、19 ページ、議案第 70 号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。こちらは、委員関係分になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、松本 堅一委員はご退席をお願いします。

～ 委員退席 ～

事務局 説明いたします。議案第 70 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 3 年 10 月 28 日としております。20 ページに賃貸借権再設定分を示してございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員 （なし）

議長 ないようですので、議案第 70 号農用地利用集積計画の決定につきましては、異議なしと認め決定することといたします。

～ 委員着席 ～

議長 続きまして、議案第 71 号農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は 23 ページをご覧ください。議案第 71 号農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条

第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するもの
でございます。24ページから51ページにかけて、配分計画書を添付して
おります。24ページから43ページまでがAtoBで公社が貸付ける分で9
件、44ページから51ページまでがAtoAで公社が貸付ける分4件に対す
る配分計画でございます。ただし、44ページ配分計画書の前田免字開田
番と番の2筆は、AtoBでの貸し付けでございます。全て始
期は令和3年12月10日で、存続期間10年で契約されております。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。それぞれ、委員のご確認をお願いいたしま
す。

～ 5分経過 ～

議 長 何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、議案第71号につきましては、配分計画どおり問題ないと認め
意見書を提出することといたします。ありがとうございました。

続きまして、議案55ページ、議案第72号荒廃農地調査による農地法第
2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とい
たします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第72号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する
「農地」に該当するか否かの決定についてということで、それぞれ説明いた
します。

議案は55ページです。番号1です。スライドを用意しておりますのでそ
ちらも併せてご覧ください。申出人は志佐町庄野免番地、
氏で、土地の所在地は志佐町庄野免字坂口番、台帳地目田、面積は
1,189㎡の1筆です。現地調査は、地元委員の柿山委員と事務局とで
行いました。申請者の申し入れによれば20年以上前から耕作していないと
いうことでありました。現地は、手前にごくわずかに田であった様子が伺え
ましたが、大部分には大小の木が茂っており山林化が進んでいるような状況
でした。農地として利用するためには大規模な復旧工事が必要な状況で、容
易に復旧することは困難な状況であると思われれます。従いまして、本申出の
可否については現地調査を踏まえ「可」が妥当であると考えます。

次に、番号2です。申出人は御厨町中野免番地、
氏で、土地の所在地は志佐町長野免字古木場番、台帳地目田、面積は1,7
95㎡です。現地調査は、松永委員が療養中のため崎村委員と事務局とで行
いました。申出人によると、8年前くらいから耕作しておらず、原野化して
いるということでした。(スライド写真を)ご覧のように擁壁も雨で崩れて

いるような箇所もありました。現地調査の結果、雑木や竹が生えておりました。また数か所の擁壁が雨によって崩壊して表土が流出していることに加え、田の表面には亀裂が無数に走っており、田としての機能を有していない様子でありました。併せて、農地として復旧することが困難な状況でありました。従いまして、本申出の可否については現地調査を踏まえ「可」が妥当であると考えます。

最後に、番号3です。申出人は志佐町浦免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は志佐町西山免字鹿之爪■■■■番、台帳地目畑、面積3,847㎡です。現地調査は、地元委員の柿山委員と事務局とで行いました。元はみかん畑で、15年以上も耕作しておらず山林化しているとの申立てでありました。現地調査の結果、スライドのとおり杉なども茂り山林化している状況であり、農地への復旧が困難な状況でありました。従いまして、本申出の可否については現地調査を踏まえ「可」が妥当であると考えます。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。現地確認をされた委員のご意見を伺います。番号1番3番を合わせて柿山委員よろしくをお願いします。

農業委員 農業委員17番の柿山です。10月20日に現地調査を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり農地に復旧するのは大変困難ではないかと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 次に2番につきまして、本日、百枝委員が欠席ですので、崎村委員にご意見ををお願いします。

農業委員 2番の件について、事務局の説明があったとおりです。大きな亀裂がいっぱいあり、農地に復旧するのは大変困難だと思いました。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは1番、2番、3番ともに地元委員の意見では、農地に復旧するのは難しいのではないのご意見ですが、皆さんの方から何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 他にご意見がないということで、議案第72号につきましては、1、2、3番ともに農地に該当しないため非農地通知を交付することといたします。ありがとうございました。

以上で、付議事項につきましては全て終了いたしました。次に、協議事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局 本日協議事項はございませんが、事務連絡をさせていただきます。

- 【農地の貸し借り期限前の通知の意向調査に係る委員の連絡先の掲載について（携帯電話番号を優先して掲載することについて）】
- 【女性農業委員のオンライン研修について（11月9日予定）】
- 【12月で満了となる貸し借りの掘り起こしの提出について（催促）】
- 【全国農業新聞購読者の確保について（現在目標未達成）】
- 【第2回農地利用最適化推進会議の開催について（11月総会終了後）】
- 【農業委員会だより掲載記事収集の進捗状況について】

事務連絡は以上です。この後、休憩を挟みまして、県農業会議主催の地区別研修会を15時から開催しますので、よろしくお願ひします。

議 長 以上で、本日の総会を終了します。次回の農業委員会総会は11月25日といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 45 分